

監事監査報告書

平成27年5月20日

社会福祉法人 交楽会
理事長 松橋 祥介 様

社会福祉法人 交楽会

監事 高杉義博
監事 庄内佳徳

私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人交楽会定款第11条に基づき、平成26年4月1日から平成27年3月31までの事業年度に関して、理事の業務執行及び社会福祉法人交楽会の財産の状況について監査をいたしました。

監査日及び施設名 ①平成27年5月19日(火)
障害者支援施設森幸園、複合ケアセンターもりの郷
②平成27年5月20日(水)
特別養護老人ホーム森泉荘、
介護老人保健施設もりよし荘、法人本部

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (3) 資金収支計算書は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (4) 事業活動計算書は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の損益の状況を正しく示し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (5) 附属明細書は、社会福祉法人会計基準に準拠し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (6) 財産目録は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の財産を正しく示し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (7) 入所者預り金の管理状況については、別会計で適正に処理されており、不整の点なく示しているものと認めます。

○追記情報 正当な事由による会計方針の変更・・・・

当期より新「社会福祉法人会計基準」(平成23年7月27日 厚生労働省通知)に変更。

以上